

引き上げ分の地方消費税交付金(社会保障財源化分)の用途について

平成26年4月1日より、消費税率(国・地方)が5%から8%へ引き上げられたことに伴い、引き上げ分の地方消費税については、その用途を明確化し、「社会保障4経費」(制度として確立された年金、医療及び介護の社会保障給付並びに少子化に対処するための施策に要する経費)を含む社会保障施策に要する経費に充てるものとされています。

令和元年度勝浦町の決算における、充当額については以下のとおりです。

(歳入)・地方消費税交付金(社会保障財源化分)	36,258 千円
(歳出)・地方消費税交付金(社会保障財源化分)を充てた社会保障施策の経費	962,794 千円

【地方消費税交付金(社会保障財源化分)を充てた社会保障施策の経費】

(単位:千円)

区 分	経 費	財源内訳				
		特定財源		一般財源		
		国県支出金	その他	内、引き上げ分の地方消費税(社会保障財源化分の地方消費税交付金)		
社会福祉	社会福祉費	21,757	1,906	0	19,851	1,209
	障害福祉費	141,329	98,924	813	41,592	2,533
	老人福祉費	26,811	685	5,890	20,236	1,232
	児童福祉費	269,497	183,386	15,213	70,898	4,318
社会保険	国民健康保険事業	33,450	20,649	0	12,801	780
	後期高齢者医療事業	162,127	23,244	0	138,883	8,458
	介護保険事業	125,149	5,590	0	119,559	7,282
保健衛生	保健衛生費	141,012	534	143	140,335	8,547
	健康増進事業費	18,907	472	648	17,787	1,083
	母子衛生費	22,755	8,939	421	13,395	816
合計	962,794	344,329	23,128	595,337	36,258	

※各事業の地方消費税交付金(社会保障財源化分)充当額は、各事業費の一般財源額で按分しています。